

令和6年度再生可能エネルギー導入拡大基礎調査業務委託仕様書

1 業務の目的

近年のエネルギーを取り巻く状況の変化や、国のエネルギー基本計画の大幅改定を踏まえ、県ふじのくにエネルギー総合戦略も見直しを行う予定である。

これに先立ち、太陽光発電の導入可能性調査、洋上風力発電の自然的・社会的状況調査、水素エネルギーの需要調査等について、十分な専門的知見を有する者へ業務を委託し、エネルギー総合戦略見直しに必要な基礎情報の収集・整理することを目的とする。

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月26日（水）までとする。

3 業務内容

(1) 太陽光発電の導入可能性調査

ア 環境負荷が少ない箇所への導入可能性調査

- ・最終処分場、遊休地等（公共用地、民有地）環境負荷が少なく太陽光発電設備の導入が期待できる箇所について、県内各市町にアンケート調査を実施する。アンケート調査票の作成、送付及び回収は発注者が実施し、作成されたアンケート調査票への助言、アンケート調査票の集計及び分析は受注者が実施する。

イ 次世代太陽光電池（ペロブスカイト）の導入可能性調査

- ・次世代型太陽光電池の導入が期待できるビル壁面について、静岡市、浜松市、の中心部（静岡駅、浜松駅半径1.0km）での設置可能な設備容量を検討する。

(2) 洋上風力発電の自然的・社会的状況調査

ア 洋上風力発電について、環境省策定「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」3.1.1に示されている既存情報の収集を実施し、同マニュアル3.2を参考に収集情報を基にしたゾーニングマップを作成する。

- ・対象範囲・・・静岡県沖の領海内とする。なお、隣接県との境界については、陸上での行政界を海上に伸ばした線とするが、詳細は県と協議の上決定する。
- ・既存情報の収集項目については、不要なもの、調査不可能なもの等については、県と協議の上省略することができる。
- ・3.1.2に示されている追加的な現地調査は不要とする。

(3) 水素エネルギーの需要調査【産業用車両】

ア トラック協会加盟事業者のうち静岡県地球温暖化防止条例施行規則（平成19年規則第24号）第3条第3号に該当する事業者（バス事業者を除く。）概ね20者及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第113条第1項の規定により指定された荷主（特定荷主）概ね12者（以下「アンケート対象者」という。）を対象として、次の項目についてのアンケート調査を実施する。アンケート調査票の作成、送付及び回収は発注者が実施し、アンケート調査票の集計及び分析は受注者が実施するものとする。

- ・保有台数（小型トラック（ワイドロング）、大型トラック及び小型フォークリフトの車種別）

- ・更新時の総走行距離（小型トラック（ワイドロング）、大型トラック及び小型フォークリフトの車種別）
 - ・日当たり走行距離（小型トラック（ワイドロング）、大型トラック及び小型フォークリフトの車種別）
 - ・月稼働日数（小型トラック（ワイドロング）、大型トラック及び小型フォークリフトの車種別）
 - ・年間の車両更新台数（小型トラック（ワイドロング）、大型トラック及び小型フォークリフトの車種別）
 - ・商用燃料電池自動車（小型トラック、大型トラック及び小型フォークリフトに限る。）導入の意向がある企業
 - ・商用燃料電池自動車（小型トラック、大型トラック及び小型フォークリフトに限る。）導入に関心がある企業（特定の課題が解決すれば導入意向あり（課題の記入あり））
- イ 次の項目について、公的機関等によるデータを収集、整理する。
- ・既存車両を商用燃料電池自動車に更新することによる費用負担の前後比較。購入～廃車までのライフサイクルコストを項目立てして比較する（小型トラック（ワイドロング）、大型トラック及び小型フォークリフトの車種別）。
 - ・高速道路料金所データに基づく車種別（特大車・大型・中型）区間別（IC間）通行量の集計及びマッピング
 - ・市町ごとの大型トラック、小型トラックの保有台数の集計及びマッピング
 - ・アンケート対象者の県内営業所の所在地の一覧及び所在地のマッピング
- ウ 別に本県が設定する商用燃料電池自動車（小型トラック、大型トラック、バス）の導入目標数に対して、必要となる水素S T数及び設置場所の推計

（４）業務実施計画書の作成

受託事業者は、委託契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成すること。

4 成果品の提出

（１）中間報告書

上記 3（４）については、中間報告書としてとりまとめる。

ア 提出期限

令和 6 年 12 月 27 日（金）

イ 提出部数

報告書の内容を保存した電子データ一式（CD-ROM）

（２）完了報告書

別に定める完了報告書とともに、報告書の内容及び推計に用いたデータを保存した電子データを提出する。

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 10 日（月）

イ 提出部数

完了報告書 5 部、電子データ一式（CD-ROM）

なお、電子データは P D F 及び W O R D 等編集が可能な形式での提出とする。

（３）提出場所

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

5 その他の留意事項

(1) 業務の実施体制の構築及び管理技術者等の選任

ア 契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。

イ 業務の履行に当たっては、管理技術者を選任すること。管理技術者は、本業務又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。

(2) 業務実施に伴うリスクについて、受託事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、受託事業者が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

(3) 本業務に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。

(4) 県から業務の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。

(5) 受託事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

(6) 受託事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、業務実施期間中及び業務完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。

ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

(7) 本業務により制作された成果物の著作権は全て県に帰属するものとする。

(8) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。